

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(津波災害編)

平成29年9月

紋別市

目 次

1	避難指示（緊急）の対象とする津波災害	1
2	避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域	1
3	避難指示（緊急）の対象となる人	1
4	避難指示（緊急）を判断する情報	2
5	避難指示（緊急）により住民に求める行動	2
6	避難指示（緊急）の発令の判断基準	3
7	避難指示（緊急）の解除	3
8	助言を求めることのできる機関	4
9	避難指示（緊急）の伝達方法	4
10	避難指示（緊急）の伝達文	5

1 避難指示（緊急）の対象とする津波災害

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・津波警報等を適時に受けることができない状況において、沿岸地域において強い揺れ（震度4程度以上）又は1分程度以上ゆっくりとした揺れを感じた場合

2 避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域

対象区域は、「紋別市津波ハザードマップ」及び紋別市地域防災計画付属資料5—2「津波災害に関する避難先」のとおり

（1）大津波警報、津波警報の発表時

最大クラスの津波により浸水が想定される区域

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域内より内陸側であっても、立ち退き避難を考慮する。

（2）津波注意報の発表時

海岸堤防等より海側の区域

ただし、海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、高さ1mの津波による浸水も想定されることから、立ち退き避難の対象とする。

※ 津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇した高さの差

3 避難指示（緊急）の対象となる人

避難指示（緊急）の対象となるのは、「2 避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。

4 避難指示（緊急）を判断する情報

津波警報等については、気象庁から地震発生後、3分程度を目処に発表される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10 m ~	10 m超	巨大
	5 m ~ 10 m	10 m	
	3 m ~ 5 m	5 m	
津波警報	1 m ~ 3 m	3 m	高い
津波注意報	20 cm ~ 1 m	1 m	(表記しない)

※ マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

5 避難指示（緊急）により住民に求める行動

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難指示 (緊急)	・津波災害から、立ち退き避難する。

※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

6 避難指示（緊急）の発令の判断基準

避難指示（緊急）の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示（緊急）を発令する。

〈避難指示（緊急）の発令判断基準〉

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
避難指示 (緊急)	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	2 津波警報が発表された場合	
	3 津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域

※ 津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。

※ 遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

7 避難指示（緊急）の解除

避難指示（緊急）の解除は、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

8 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
網走地方気象台 0152-44-6891 (休日・夜間：0152-43-4348)	・気象、地象、水象に関する事。
網走開発建設部治水課 0152-44-6470	・災害対策用機械等の支援に関する事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。
オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課 0152-41-0625	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

9 避難指示（緊急）の伝達方法

避難指示（緊急）の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務部庶務課	北海道防災情報システムへの入力（レポート経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	ホームページ	PCユーザー等	
	緊急速報メール	対象エリアの住民等	
	登録制メール（メール@もんべつ）	登録者	
	広報車	住民等（巡回ルート）	
	電話又はFAX	対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署	
紋別地区消防組合 消防署	消防サイレン吹鳴 （大津波警報、津波警報発表時に吹鳴）	市役所庁舎、消防団庁舎（元紋別、渚滑、沼の上、小向） ※消防団庁舎（上渚滑）は必要に応じて吹鳴	
	消防車	住民等（巡回ルート）	
	電話又はFAX	消防団（個別伝達）	
保健福祉部	電話又はFAX	要配慮者施設	
教育委員会	電話又はFAX	学校等	

10 避難指示（緊急）の伝達文

(1) 避難指示（緊急）の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- こちらは、紋別市です。
- ただいま、津波警報（大津波警報）が発表されたため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

【緊急速報メールの文例】

紋別市：避難指示（緊急）
00/00 00:00
地区：市内沿岸地区全域
理由：大津波警報発表
備考：沿岸部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

(2) 避難指示（緊急）の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

- こちらは、紋別市です。
- ただいま、津波注意報が発表されたため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- こちらは、紋別市です。
- ただいま、津波が発生する可能性があるため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(津波災害編)

作成：紋別市総務部庶務課
(危機対策担当)

TEL 0158-24-2111 (内線 207)